

第39号議案

島根県手数料条例の一部を改正する条例

島根県手数料条例（平成12年島根県条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表12の項中第19号を第23号とし、同項第18号中「第15条の2の5第1項」を「第15条の2の6第1項」に改め、同号を同項第20号とし、同号の次に次の2号を加える。

(21) 法第15条の3の3第1項の規定に基づく熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設の設置者であることの認定を受けようとする者	33,000円	
(22) 法第15条の3の3第2項の規定に基づく熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設の設置者であることの認定の更新を受けようとする者	20,000円	

別表12の項中第17号を第19号とし、第3号から第16号までを2号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 法第9条の2の4第1項の規定に基づく熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設の設置者であることの認定を受けようとする者	33,000円	
(4) 法第9条の2の4第2項の規定に基づく熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設の設置者であることの認定の	20,000円	

更新を受けようとする者

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。